

(2) 松代町景観計画推進地区  
ア 区域



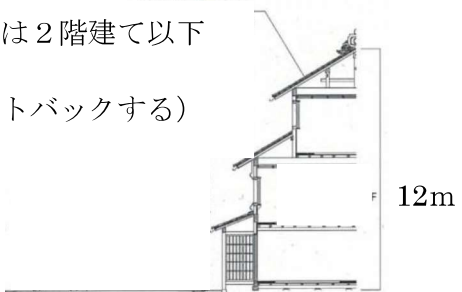
イ 地区景観形成方針

地区景観形成方針

「ゆったりと歴史の流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、鉤曲り、泉水路、寺院神社など特徴のある景観資源を活かした歴史的街並みを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

## ウ 地区景観形成基準

行為の種別・事項		内 容
建築物	高さの制限	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。 道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。
		最高の高さを12メートル以下とする。 ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。
		<p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする (3階以上はセットバックする)</p> 
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

## エ 届出対象行為

松代町景観計画推進地区における大規模行為は、次のとおりとします。大規模行為に着手する場合、行為着手の30日前までに市長に届け出て、景観形成基準に適合しているか確認を受ける必要があります。

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積500㎡を超えるもの
その他の行為		長野市全域における届出対象規模に同じ

※ 建築物の増築又は改築については、当該行為後の高さが10m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。

ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。